

## 組合員の皆様へ

### ～被扶養者の認定に係る申告について～

新たに被扶養者の要件を備える者が生じたときは、30日以内に共済被扶養者申告書を所属所共済事務担当課へ提出してください。

なお、認定事由の生じた日から30日を超えている場合は、所属所がその届出を受け付け、所属所長が共済被扶養者申告書に証明した日が認定日になりますので注意が必要です。（証明済の申告書は所属所共済事務担当課から速やかに共済組合へ提出いただくことになっています。）

- ◆ 共済組合が被扶養者として認定する日は、以下の事由発生日とします。

認定事由	事由発生日
組合員の資格取得	資格取得日
出生	出生の日
婚姻	入籍の日又は同居日のいずれか遅い日
退職	退職日の翌日
収入の減少（雇用形態の変更等）	収入の減少が確認できる日
雇用保険の受給終了	受給終了日の翌日
傷病手当金等の受給終了	受給終了日の翌日
養子縁組	養子縁組の日
扶養者の変更	場合により異なる
事業の廃止	廃業日の翌日
同居（同居が条件となる者）	同居した日
収入逆転による扶養の付け替え	所属所長が証明した日
その他申出による場合 （任意継続の資格喪失含む）	所属所長が証明した日 （任意継続の期間満了の場合は資格喪失日）

ただし、認定事由と事由発生について、別の認定事由・事由発生がある場合は認定日が相違することがあります。

例) 婚姻日より後に親からの扶養を取消された場合等